

第 8 8 回札幌市緑の審議会

会 議 録

日 時：2020年10月29日（木）午前9時30分開会
会 場：ホテルモンテレーデルホフ札幌 12階 ルセルナホール

1. 開 会

○事務局（中田みどりの推進課長） 本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第88回札幌市緑の審議会を開催いたします。

私は、議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきます、みどりの推進課長の中田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、事務局から報告事項がございます。

本日は、山本委員、吉田委員から欠席する旨のご連絡をいただいております。

委員16名中、14名の方にご出席をいただいております、定足数である過半数に達しておりますので、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第67条第3項の規定により、この会議が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、審議会の開会に当たりまして、建設局みどりの推進部長の齋藤より、ご挨拶を申し上げます。

○齋藤みどりの推進部長 みどりの推進部長の齋藤でございます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、皆様のお力添えにより、今年の3月には、「第4次札幌しみどりの基本計画」を予定どおり策定することができました。ここに重ねて感謝を申し上げます。

皆様もご承知のとおり、みどりの基本計画の計画期間であるこれからの10年間につきましては、札幌市において、北海道新幹線の札幌延伸や都心アクセス道路の整備、そして、連鎖的に行われる再開発事業などによりまして、都心を中心に札幌のまちは大きく変わることが予想されております。

そうした中、みどりの分野におきましても、いかにして札幌の顔にふさわしいみどりの空間をつくっていくのか、そして、先人が築き上げたみどりの資産をいかにして有効に活用していくのかということが問われているところでございます。

また、新型コロナウイルスの流行につきましては、大変残念なことではありますが、その対策を通じまして、公園は、比較的安全に運動不足の解消ができる空間、またストレスが解消できる空間として、全国的にその価値が再評価されているところでございます。このことは、札幌市におきましても同様でして、これから、憩いの空間であるみどりをいかにして充実させていくのかということが問われてくるものと考えております。

このように、取り組まなければならない課題は尽きることはございませんが、皆様におかれましては、引き続きのお力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

さて、本日の審議会ですが、緑保全創出地域の種別変更と「都心のみどりづくり方針」の策定に向けた今後の進め方についてご審議をいただくことになっております。忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようお願いを申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

○事務局（中田みどりの推進課長） 続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、審議会の次第、その下に座席表、さらに、委員の名簿、四つ目には、議事資料1と付番されている「道路中心線の変更に伴う緑保全創出地域の種別変更について（案）」、続いて、議事資料2（1）と付番されている「都心のみどりづくり方針（仮称）策定について」は、A4判、A3判、補足資料という並びで3枚をつづっております。その次に、議事資料2（2）として「都心のみどりづくり方針（仮称）検討委員会の開催」という資料をお配りしております。

もし不足がございましたら、恐縮ですが、お知らせいただければと思います。

ここで、本日の審議会における新型コロナウイルス感染症対策について、一言、ご報告させていただきます。

本日の入場の際には、検温、消毒にご協力いただきまして、ありがとうございます。

本日の会場は、委員の皆様方の席の間には、アクリル板を入れ、事務局側の席の間にも間隔を設けております。

また、ご意見をいただく際にマイクをお渡しいたしますが、ご利用の都度、消毒させていただきます。スムーズな意見交換のため、マイクをご利用いただきますようお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

ここからの進行は、愛甲会長にお任せしたいと思います。

愛甲会長、進行のほどをよろしく願いいたします。

2. 議 事

○愛甲会長 皆様、おはようございます。

それでは、久しぶりの審議会になりますが、みどりの基本計画策定に当たり、皆さんには大変熱心にご議論をいただきまして、ありがとうございました。

今日は、それを実現するための次のステップにつながる都心のみどりづくり方針についてご意見を伺うことになっていきますので、よろしくお願いします。

では、早速、議事（1）の「緑保全創出地域制度」における緑保全創出地域の種別変更について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） みどりの活用担当課長の高本です。

私からは、道路中心線の変更に伴う緑保全創出地域の種別変更について説明させていただきます。

札幌市緑の保全と創出に関する条例第11条により、市長は、緑保全創出地域の種別を変更しようとするとき、緑の審議会の意見をお聞きすることと定められております。

今回は、緑保全創出地域の種別を変更する予定の案件が1件ございます。

ここからは、お手元の議事資料1に沿って、説明させていただきます。

なお、今回は、都市計画の変更について事前に情報を得たことから、都市計画審議会の事前説明よりも先に、当審議会において説明を行なわせていただくものでございます。

それでは、お手元の資料をご覧ください。

まず初めに、左上部分になりますが、緑保全創出地域制度について、概要を説明させていただきます。

札幌市緑の保全と創出に関する条例では、市域全体を居住系市街地や里山地域など、5種類の緑保全創出地域に分類し、1,000平方メートルを超える建築や開発行為などに対し、緑化を義務づけております。

緑化の義務づけについては、緑保全創出地域の分類に応じて段階的な基準を設けております。左側の表の緑保全創出地域の一番下にある山岳地域の基準が最も高く、上に行くほど基準が低くなっています。

ここで、1点、訂正いたします。

事前にお配りした資料では、一番上が居住系市街地、2番目が業務系市街地になっていましたが、本日お配りしている資料では、一番上が業務系市街地、2番目が居住系市街地となっております。この基準に沿って、一番上の業務系市街地が最も低い緑化率となります。

緑保全創出地域の指定基準は、都市計画の位置づけと関連しており、市街化区域は、居住系市街地と業務系市街地のどちらかに指定し、市街化調整区域は、里地地域、里山地域あるいは山岳地域のいずれかに指定しております。

続きまして、左下の変更の理由と都市計画の動きについて説明いたします。

今回、緑保全創出地域の種別について変更を行なう予定の箇所は、西区平和3条7丁目にあります市道の平福線の道路区域内になります。

図2をご覧ください。

市道の平福線では、10年ほど前にトンネル整備などの道路改良工事が行なわれ、図にあるとおり道路線形が変更となっております。

この市道の平福線では、道路の中心線上に、都市計画部で定めている市街化区域と市街化調整区域のちょうど境界、いわゆる線引きが位置しておりますので、道路の線形変更に伴いまして、図の点線のように線引きを変更する必要性が生じたところです。

そのため、都市計画部では、道路中心線に合わせて線引きを変更したいということで、現在、約400平方メートルを市街化区域に編入する手続を進めているところです。

続きまして、右上の緑保全創出地域の変更についてご説明いたします。

今回、対象区域における緑保全創出地域につきましては、現在の線引きに合わせて、市街化区域を居住系市街地、市街化調整区域を里山地域に指定しております。

ここで、図3をご覧ください。

左が現在の緑保全創出地域の指定図で、右が今回変更された後の指定図の変更案となります。

左の図面では、道路の線形が整備前のものであることが分かります。過去はこのような線形になっておりました。現在は、道路の線形が右の図面のように若干西側に移動してお

りまして、緑保全創出地域の種別も道路中心線に併せて、つまり線引きに併せて変更しようと考えております。

なお、今回の変更は道路区域内で行なわれるため、今後、変更になった部分について建物が建ったりすることはありませんが、市街化区域は居住系市街地、市街化調整区域は里山地域という指定基準にのっとり、里山地域を居住系市街地に変更しようと考えているところです。

最後に、右下の今後のスケジュールについて説明いたします。

本日、私どもの変更案に対し、緑の審議会から頂戴したご意見は、来月13日に開催される第110回都市計画審議会の前に、都市計画部へ伝えさせていただきます。来月の都市計画審議会で線引きの変更について事前説明が行なわれた後、みどりの推進部では、緑保全創出地域の変更案を市民に公表し、30日間の縦覧を行ないます。縦覧に寄せられた意見については、緑の審議会へ提出をさせていただきます。

なお、このときに大きな意見等が特段なかった場合は、書面会議などの手法についても検討させていただきたいと考えております。

その後、来年2月の都市計画審議会で諮問が行なわれた後、3月に都市計画の変更が決定、告示されるのに併せて緑保全創出地域を変更する予定でございます。

以上で事前の説明を終わらせていただきます。

○愛甲会長 ただいま説明がありましたが、道路の中心線を変更するに伴い、居住系市街地に里山地域の一部を入れるという緑保全創出地域の変更があるということです。道路用地のままだということです、それでどうこうなるということではないというお話でした。

それでは、この変更内容についてご意見やご質問などがありましたら、自由にご発言をお願いいたします。

○異委員 この資料は地図だけですが、現状の写真があれば見せていただきたいなと思います。できれば、この資料にちゃんと写真をつけて提供していただきたいかったです。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 申し訳ありません。今、スクリーンに現状の写真を映しております。

ご覧いただければ分かると思いますが、赤色で囲った部分が今回の線引きに伴って居住系市街地に編入される部分でして、全て道路となっております。

○異委員 減った0.04ヘクタールというのは、その分、どこかで盛り返すことはないのですか。ただ減ってしまうのですか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長）

このたび線形変更に伴って変更される部分については、ほかの場所で補うという考えではなく、我々としては、あくまでもまちづくりという方向性に合わせた変更という基本的な考えでやっております。

○愛甲会長 この右側の写真は、市街地の方向に向かって見ている感じですか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） これは、市街地の方向に向けての写真となっております。

○愛甲会長 ということは、道路の中心線がもうちょっと左側にずれるということですか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） これはずれた後です。この前はもうちょっと右側にありました。

○愛甲会長 もう道路はできていて、今はこういう状態になっているということですね。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） そうです。今回、編入された部分も全て道路用地という形です。

○愛甲会長 舗装もされていますしね。

○異委員 これを見ると、山を一部削ったような感じになっています。市民の生活が便利になるのはとてもいいことだとは思いますが、みどりも大切なものだと思います。ただ便利になったからいいでしょうというのではなく、みどりを削ることに對して何か手当てを考えていただきたいなと思います。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 恐らく、道路線形の変更をするに当たっては、利便性と片やみどりが削られるといったことも含めて議論された結果、このような形となっているのではないかなと思っております。

このバランスは難しいところではありますが、我々としては、まちづくりの方向性に従って、もしそこで減ったという印象が強いようであれば、ほかのみどりを補う制度等で全体のみどりのバランスの保全、創出を図っていくこととなります。

○愛甲会長 変更前の地図を見ると、西側のほうの区画から出てくるときに急な交差点になっていたのですね。そこにかなり急な斜面があり、削らざるを得なくて、のり面が発生したということですね。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） そうです。

○愛甲会長 なかなか難しそうな場所ですね。

この絵でいくと、居住系市街地になっているのは北東側の部分だけですが、この区画が分けられている西側の部分はどういう使い方をされているのですか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 西側は市街化調整区域になります。

○愛甲会長 市街化調整区域のままなのですね。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） はい。

○愛甲会長 この道路の入り方は、将来的に宅地にするというような予定がある場所なのですか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 市街化調整区域なので、基本的に宅地は建てられない場所となっております。

○愛甲会長 ほかにございませんか。

○小澤委員 単純に一つ質問です。

道路の線形が変わったことにより、道路中心線が変わるので、それに従って自動的にこ

の区域が変わるというお話ですよね。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） そうですね。

○小澤委員 道路線形が変わるといのは、都市計画審議会での審議を経て決定されていくという手続になるのでしょうか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） おっしゃるとおりです。A3判の資料の右下の今後のスケジュールのとおり、11月に都市計画審議会です前説明を行い、2月に諮問し、その後、決定、告示という流れになっております。

○小澤委員 そうしますと、今、我々がこの審議会です述べた意見は都市計画審議会に伝えられるということ、我々で審議をして決定するわけではないという理解でよろしいですか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 線引き及びこれに伴う用途区域の変更につきましては、都市計画審議会です審議する案件となっております。緑の審議会では、変更に伴って緑保全創出地域も併せて変更になるので、それについてご意見等をいただきたいということです。

○小澤委員 道路中心線により区域が変わるといのは、オートマチックに決まっていくわけだと思しますので、問題があるかどうかの意見を出すということですね。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） そうです。

○愛甲会長 ほかにございませんか。

○佐々木委員 先ほどの工事前の写真是2006年だったと思うのですが、工事したのは何年ですか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 今回、道路線形の変更に伴って、トンネル等の整備もしてござりまして、それが完了したのが平成19年で、西暦では2007年です。

○佐々木委員 あの写真の直後ぐらいですか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） はい。

○佐々木委員 単純な質問です。工事が終わってからこの話になるまでに時間が結構かかっていると思いますが、そういうものなのですか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 実は、前回の線引きの変更は平成22年ですから、八、九年前ぐらいにされてござりまして、そのタイミングではスケジュール的にここの変更が間に合わなかったということだそう。それ以降、特に線引きの変更は行われておらず、今回、約10年ぶりに行われるということ、前回の工事に伴って変更された部分も併せて線引きの変更を行うと聞いてござりまして。

○佐々木委員 タイミングの問題ですか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） はい。

○愛甲会長 今回行われる変更といのは、ここだけではなく、全市的な市街化区域と市街化調整区域の線引きの変更ということですか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） このほか、2か所の線引きの変更が行われてお

ります。ただ、ほかの2か所につきましては、それに対応した緑保全創出地域の変更が既に行われておりますので、今回、直接、線引きの変更に伴って、緑保全創出地域の変更が伴うものは、今回ご提示した1件となります。

○愛甲会長 ほかにございませんか。

○竹内委員 今のお話を聞くと、大分前に計画を立てて、工事をして、今、遅れて変更という話になっているわけですが、イレギュラーということでもいいのですか。

計画ができて、設計図が上がった段階で緑化の関係もあるのではないかというのは想像できたのではないかなという気がするのですが、全部が終わってからこういう形になるのはたまたま間に合わなかったということなののでしょうか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 恐らく、ほかにもいろいろとあれば、その都度、必要に応じてやるということなのでしょうけれども、タイミング的に前回のところには乗せられなかったと聞いています。

○竹内委員 ということは、基本的には、計画の段階でそういったことは検討され、整備をしてから工事に入るのが原則なのですね。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 想像でしか言えないのですが、恐らく、道路工事をする上で、当然、中心線が線引きのラインだということも、それによって線引きのラインが変わるということも想定の上でやっているものと思われれます。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○小澤委員 こういった工事によってみどりの総量が減るので、補うべきではないかというご意見からこの話が始まったと思いますが、面積的にそんなに大きな話ではないということもあって後からということかなと思っています。

ただ、仮にかなりのみどりが削られるような道路工事が発生する場合、この審議会において、みどりが減ることに対する手当てと申しますか、何か対策をすべきかどうかということも事前に審議できるような仕組みになっているのでしょうか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 必要に応じてという形になるかと思えます。もし現況の緑に大きく影響するということで、みどりの審議会でも諮らなければならない案件なのではないか、意見を聞く必要があるのではないかという判断になれば、そういう選択肢もあるのかとは思えます。

○小澤委員 最終的には、都市計画審議会でいろいろ審議され、決定されていくということなのですが、都市計画審議会で判断されるときは基準や考え方とこの審議会が別仕立てになっているものですから、委員としてはいま一つ裁量が分かりづらいのです。

どういうタイミングで、どういう意見を言えば、どういうふうに反映されるのかという辺りがもう少し整理されると、我々委員としても、このタイミングでこういうことを言えばいいのだ、あるいは、ここは強く主張すべきなのではないかなど、そうしためり張りをつけられるのかなと思っています。

これは、多分、システムの問題だと思えますが、みどりへの影響があるとき、どういう

仕組みなのかを整理していただいて、また何かの機会にお示しいただけたらいいのではないかなと思いました。これは意見です。

○愛甲会長 今のはご意見でしたが、緑の審議会と都市計画審議会では位置付け的にも違いがありますので、簡単に説明していただけますか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） まず、緑の審議会というのは、条例の中で、必ず審議しなければならないものが幾つか定められております。それは、みどりの基本計画であったり、今回のような緑保全創出地域の変更であったりです。そのほか、みどりに関する重要な案件についても、必要に応じて審議することになっておりますが、そこには明確な基準があるわけではありません。

都市計画審議会との関連性については、制度上、都市計画審議会で諮られたときは、緑の審議会の意見を必ず聴きなさいというような明確なルールがないものですから、我々としては、できるだけ部局間での連絡や情報交換等を密にして、都市計画審議会で諮られる案件について、常にアンテナを張っておくような努力はしたいと思っております。

また、都市計画審議会の中には緑化の専門の委員の方もいらっしゃるものですから、そういった方々の意見等も参考にしながら、必要に応じて、これは緑の審議会で意見を聞いたほうがいいのではないかということになることが今もあるとは思いますが、そういうことができるよう、我々庁内でも調整を図っていきたいと思います。

今回は、都市計画審議会に諮る前に変更があるという情報を得たものですから、先立って緑の審議会でご意見を伺うことができっておりますので、ここで出たご意見は都市計画審議会に反映することができます。そういった中で、都市計画審議会の方々は、みどりとしてはこういう意見もあるけれども、どうしようかという議論ができることとなりますので、できるだけこういうスタイルが取れるよう努力していきたいと思っております。

○愛甲会長 昨年度、用途地域の見直し、変更があった際、何十か所か変更の議論をさせていただいたときにも同じような話がありました。

そのときは業務系市街地と居住系市街地のどちらに入るのかという線引きが変わる部分について、緑保全創出地域での位置付けが変わるのでという議論だったと思います。

そのときと同じような話になるわけですが、異委員からご意見をいただいたように、面積が小さいとはいえ、市街化区域が増えて市街化調整区域が減るということです。確かに、線引きの変更は都市計画審議会が決めることですが、その分、緑保全創出地域の位置付けをしたものが少し低いランクに移行することになるので、この部分をこの後どう使っていくかということについて、道路用地ということですが、例えば、少し緑化をするといったことを含めて検討していただきたいというような意見を付けてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

都市計画審議会がそれを決めるわけではないので、どうなるかは分かりません。ただ、引き続き、重要かどうかという基準は、今回、事前に説明していただいたということで、これから実際に変更案の公表と縦覧もありますし、改めて、1月ぐらいに市民から意見が出

てくれば、緑の審議会でも議論していただいて、そこで決めるということになります。そのあたりも踏まえていただければと思いますが、今の形ではとりあえず都市計画審議会に意見を述べるということにしておいてはと思います。

先ほど小澤委員が言われた点で重要なのは、1,000平方メートル以上の敷地で建築を行う場合は、基本的に緑保全創出地域内、この市域全体ですけれども、市長の許可が必要です。それによって、この業務系市街地と分けられている区域ごとに定められている率の緑化をしなければいけないとなっていますので、その辺が重要かどうかというのは、どうなるかというのはありますけれども、みどりの推進部としては、そういったときに審議会にもできるだけいろいろと意見を聞いていただければ、我々審議会のメンバーもそれなりに議論する機会が設けられるので、そういう機会もできるだけつくっていただきたいということも併せてお願いしておきます。

いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○愛甲会長 それでは、枠組みや制度的な点も含めていろいろとご意見をいただきましたので、今のようなことを含めて都市計画部に伝えていただければと思います。

それでは、議事(2)の「都心のみどりづくり方針(仮称)」の策定に向けた今後の進め方について、資料の説明をお願いいたします。

○事務局(中田みどりの推進課長) みどりの推進課長の中田でございます。

それでは、「都心のみどりづくり方針(仮称)」の策定について、ご説明させていただきます。

A4判の議事資料2(1)をご覧ください。

まず、策定に至る背景と目的についてご説明いたします。

札幌市では、これまで、みどりに関する総合的な計画であるみどりの基本計画に基づき、緑地の保全、緑化の推進を総合的、計画的に実施してきました。

一方で、都心においては、既成市街地の用地買収や公園整備が進まない状況が続いており、加えて、市民からも都心のみどりの充実を求められています。

ここで補足資料を見ていただければと思います。2枚ほどおめくりいただき、右上に補足資料と書かれているA3判のカラー刷りの資料です。

まず、見出しとして、1、2と書かれているデータでございます。こちらは、現在の市内の都市公園数の状況を表しているものです。令和元年度時点で約2,700か所の整備が完了しており、政令市の中で最も多い状況となっております。特に、郊外部においては、環状グリーンベルト構想や児童公園100か所作戦などの緑化推進施策に基づき、都市の発展に併せて計画的に公園緑地が整備、配置されている状況でございます。

続いて、左下の3番のところでございますが、一方で、令和元年度に実施した緑被調査によると、都心部の緑被率が約13%と、市街化区域平均値の21%に比べ、8ポイント低い状況となっております。

次に、4番のデータになりますが、平成30年度に実施した市民アンケート調査においても、都心の公共施設の緑化の充実について、「足りていない」「どちらかといえば足りていない」という方が約47%を占めているというデータがございます。民間施設については、約53%と半数以上となっており、都心においてみどりが不足していると感じている市民の方が比較的多い状況となっております。

しかしながら、高度利用を図るべき都心において、新たに公園や緑地などのオープンスペースを従来の用地取得を前提とした手法で確保することは、非常に困難な状況になってきております。

ここで、先ほどのA4判の資料にお戻りください。

1の背景と目的の2段落目をご覧ください。

札幌市では、政令指定都市への移行期である1970年代に集中して整備された都心のビルが、今後、一斉に建て替えや更新時期を迎えます。さらには、北海道新幹線の札幌延伸や都心アクセス道路の整備、冬季オリンピック・パラリンピックの開催招致などを契機に、まちづくりが一層進むものと想定されます。

一方で、緑の審議会から答申をいただき、令和2年3月に策定した「第4次札幌市みどりの基本計画」では、課題の一つとして都心のみどり不足を挙げ、今後の施策の方向性では、方向性6として都心のみどりの増加と価値の向上を掲げており、都心のみどりづくりに関する方針を策定し、都心のみどりについて目指すべき将来像を示すとともに、取組方針を明らかにすることとしています。

以上を踏まえ、都心におけるみどり空間の創出を進めていくためには、民間建築物の建て替え更新との連携によるみどり空間の創出や、公共施設の整備、更新、さらには、都市交通の新しい施策として国が打ち出しているウォークアブルシティの推進など、新たなまちづくりと緑化推進施策を一体的に展開することで、都心のみどり不足という課題解決に向けた取組の効果や実効性が最大限に高まるのではないかと考えております。

次に、中段の方針の位置づけについて説明いたします。

上位のものから順に、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」、札幌市立地適正化計画を含む「第2次札幌市都市計画マスタープラン」、そして「第4次みどりの基本計画」となります。

また、本方針は、都心部に特化した方針となるため、都心部の空間形成に関する「第2次都心まちづくり計画」を中心に、都心におけるその他の部門別計画とも整合、連携を図りながら策定を行うこととなります。

なお、言うまでもないことですが、「都心のみどりづくり方針」の策定後は、公園や再開発をはじめとする都心における各種事業計画は、本方針を踏まえていくこととなります。

続いて、3番目の策定スケジュールについてご説明いたします。

この方針は、令和4年3月の策定を目指しており、これから約1年5か月をかけて検討を進めてまいります。

方針策定に当たりましては、みどりとまちづくり双方に関する専門家から成る検討委員会を立ち上げたいと考えております。

検討委員会につきましては、後ほど、改めて別の資料によりご説明いたします。

令和3年度には、パブリックコメントの実施により、市民の皆様との合意形成を図ります。

緑の審議会においては、今回のご報告を含め、計4回、方針の検討状況や内容などを随時ご報告し、ご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

なお、最上位計画である「まちづくり戦略ビジョン」ですが、令和4年度に改訂が予定されており、それに引き続き、「都市計画マスタープラン」や「都心まちづくり計画」なども改訂されることが見込まれております。

本方針の策定が先行する利点を生かし、上位計画等と整合を図ることにより、より実効性のある方針となるよう調整を進めていきたいと考えております。

次に、本方針の上位計画、関連計画と本方針の方向性についてご説明いたします。

A3判の資料の左上の赤い破線の囲み部分をご覧ください。

上位計画である「第4次札幌市みどりの基本計画」においては、「都心のみどりづくりの推進」を主な施策の一つとしており、「第2次都心まちづくり計画」と連動して、まちづくりの拠点や軸にふさわしいみどりづくり、良好なオープンスペースの創出を実現するため、「都心のみどりづくり方針」を策定し、都心のみどりについて目指すべき将来像や取組方針を明らかにすることとしております。

具体的には、よりみどり豊かで魅力的な都心の形成に向けて、まちづくりと連携して、大通公園や創成川公園など、都心における重要なみどりの拠点と、緑豊かな町並みを彩る重要な街路樹を有する軸について充実を図り、大切に生かしていき、また、官民連携による緑化を推進するため、建物の新築、改築の際の緑化誘導や、民有地緑化助成等の支援策の充実など、市民や企業がみどりを創出する実効性の高い仕組みづくりを検討し、良好なみどりのオープンスペース創出の実現を目指すものであります。

そのほかの施策としては、記載のとおり、公共施設等の緑化の推進、民有地緑化推進、まちづくりと連動した都心の魅力づくり、都心のみどりの景観の向上といった施策も含めて、都心におけるみどりづくりを進めていくこととしております。

次に、青い破線の囲みの部分をご覧ください。

関連計画である「第2次都心まちづくり計画」では、「国内外から活力、投資を呼び込む都心ブランドの確立」と、「魅力的な都心のライフスタイル←・ワークスタイル」を都心まちづくりの目標とし、都心の構造となる骨格軸や展開軸、交流拠点やターゲットエリアといった主要な要素について、あるべき姿を指針として定めるとともに、特に強力に推進すべき重要な取組を都心まちづくりの戦略として戦略1から戦略4まで位置づけ、その具体化に必要なとされる取組の方向性を骨子として定めております。

そのうち、戦略2では、「北海道らしい豊かなみどりや地球にやさしい環境を守り育て

る持続可能なまちの実現」を推進すべく、北海道・札幌を象徴する豊かなみどりの空間の創出・拡充を取組の方向性として位置づけております。

また、戦略3では、「市民や来街者にとって魅力的なライフスタイル・ワークスタイルを生む都市空間の形成」を推進するため、公共交通を軸とした歩行者優先の交通環境の形成を具体的な取組としています。

以上、これらの計画を踏まえて整理したのが、資料の右側の方針の方向性となります。

まず、方針の基本目標に関してですが、「都心の魅力を高めるみどりを創出する」とことと、「みどりのネットワークを形成する」という二つを掲げております。

「都心の魅力を高めるみどりを創出する」という目標に関しては、ただひたすらにみどりの量を増やすということではなく、札幌市の顔として都心の魅力を高めるような質の高いみどり空間の創出を目指していきたいと考えております。

また、「みどりのネットワークを形成する」という目標に関しては、みどりのある空間を連続的に創出することによって、回遊性の高いウォカブルな空間を生み出すことを目指していきたいと考えております。

本方針の主な検討内容につきましては、①として重点地区、こちらは五つの軸と四つの重点エリアを設定し、緑化を推進していくこと、また、②として民間開発と連動したみどり空間の創出、③として大通公園の目指すべき将来像を掲げております。

次に、本方針の対象範囲の設定についてですが、総括図の黄色の枠内を検討対象範囲としていきたいと考えています。北は北海道大学を少し含み、地下鉄南北線の北12条駅近辺まで、南は中島公園のMICE施設の設置が予定されている地下鉄南北線の中島公園駅近辺まで、東はJR苗穂駅、西は北海道知事公館を少し含む、地下鉄東西線の西18丁目駅近辺までの範囲としております。「みどりの基本計画」や札幌市における都心のまちづくりに関する計画である「第2次都心まちづくり計画」で設定された都心区域より一回り程度広いひし形の範囲となっています。

設定の理由としましては、さきにご説明したとおり、都心におけるみどりづくりにおいて、まちづくりと連動した実効性のある取組が求められていることから、今後、まちづくりが推進される都心の整備や再開発に関係する地区を網羅した範囲としています。

重点地区の緑化の推進においては、総括図の青枠で囲まれた、大通、札幌駅前通、創成川通、東4丁目線、北3条通の五つの軸と、赤枠で囲まれた、今後、再開発などが予定されている札幌駅交流拠点や創成大通交流拠点などを対象とした重点エリアの緑化推進を検討していきたいと考えています。

民間開発と連動したみどり空間の創出については、まちづくり政策局が所管している「都心における開発誘導方針」などの土地利用計画制度と連動し、民間建物の建て替えや更新時にみどりのあるオープンスペースの創出の誘導について検討してまいります。

また、大通公園の目指すべき将来像については、札幌市のシンボルでもある大通公園における公園の魅力や都心そのものの魅力を高めていくため、目指すべき将来像について検

討していきたいと考えています。

本方針における目的や方向性の概略についての説明は以上となります。

最後に、本方針の検討に当たって実施する「都心のみどりづくり方針（仮称）検討委員会」についてご説明いたします。

議事資料2（2）をご覧ください。

「都心のみどりづくり方針」の策定においては、都心のまちづくりとみどりづくり双方の観点から、交通計画や民間再開発なども含めた様々な角度から検討を行う必要があります。

そこで、本方針の素案づくりに関しては、学識経験者とまちづくりの専門家から成る「都心のみどりづくり方針（仮称）検討委員会」を設置し、検討を行っていただく予定となっています。

学識経験者の5名は、造園計画、都市計画、交通計画などに関する分野から、みどりの審議会はもちろんのこと、都市計画審議会との関わりも考慮するため、まちづくり政策局のご意見も踏まえながら選定させていただいております。

また、まちづくりの専門家の3名は、都心でエリアマネジメントに取り組んでいる団体に推薦をお願いしております。最終的には、委員一覧のとおり8名の方々に就任のお願いをし、了承を得たところでございます。

委員会は全5回程度を予定しており、令和2年度は11月、翌年1月、3月の計3回、令和3年度は5月と7月の計2回を想定しております。

各回の議題は記載のとおりとしておりますが、2回目以降は、検討委員会のご意見も踏まえながら、変更することもあるかと考えております。

繰り返しになりますが、緑の審議会におきましては、今回のご報告を含め、計4回、方針の検討状況や素案の内容などを随時ご報告させていただき、その都度、ご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

以上で「都心のみどりづくり方針（仮称）」策定に関する説明を終わらせていただきます。

以上です。

○愛甲会長 ありがとうございます。

ご説明いただいた「都心のみどりづくり方針（仮称）」については、皆さんにご議論いただいた「第4次みどりの基本計画」の中でも、今後、重点的に取り組んでいくものとして挙げられていましたし、2019年にチ・カ・ホでグリーンフォーラムをやったときにも、都心のみどりの魅力アップということについて、本州の事例なども含めて、皆さんに見ていただいて議論したという経緯があります。

今回、こういう形で進めようというご説明でしたが、この進め方や内容などについてご意見を伺いたいと思います。

ご質問やご意見がある方は、ご自由にご発言ください。

○関委員 背景について質問いたします。

今回、検討している四角く囲った領域に関してですが、都心アクセス道路計画というのはこの四角の中に入ってくる道路なのか、それとも、周辺のところなのか、具体的なイメージが湧かず、なぜ青色のところを強化するのかが見えてこない気がしました。

○事務局（中田みどりの推進課長） 都市アクセス道路につきましては、市長の公約などでも伝えられておりますが、今、高速道路から創成川通を南進し、整備を進める計画を検討しているところになります。

そのアクセス道路は創成川通の北34条駅近辺からずっと入ってくるわけでありますが、それが駅前通、創成川通、北8条線などと連結するといいますか、複合的に絡んできます。そういう都心に近い部分を具体的な整備エリアの北端と想定しておりますので、大体この辺かなというふうに考えております。

○関委員 例えばパブリックコメントをいただくとき、アクセス道路を点線で示して、その緑化を強化するといった図面は示されるのでしょうか。

○事務局（中田みどりの推進課長） 今日は具体的なご説明が十分できませんので、今後、具体的な資料が入手できましたら、皆様方にご紹介し、ご意見を伺う機会を設けていきたいと考えています。

○愛甲会長 ほかにございませんか。

○豊島委員 先ほどウォーカブルシティを見据えてというご説明がありましたが、「みどりの基本計画」の中では聞いていなかったような気がします。といいますのも、ウォーカブルシティ自体、何なのかを分かっていないので、どこで位置づけられていたのかも併せて教えていただきたいです。

○事務局（中田みどりの推進課長） この表記につきましては、今、国土交通省で検討されている考え方で、今年度、もう事業化がされております。ただ、すごく新しい事業のため、基本計画には記載がなかったものと考えています。

ウォーカブルシティとは、居心地がよく、歩きたくなるなど、人中心のまちを想定しているもので、札幌市はウォーカブルなまちづくりを推進するウォーカブル推進都市の一つに登録されております。

字が小さくて恐縮ですが、今、国土交通省が取りまとめたウォーカブルシティ推進を表明している自治体の一覧の映像を出しておりますが、札幌市もこの一都市になったばかりという状況です。

○豊島委員 札幌に住んでいて、ウォーカブルと聞くと、冬に外を歩けるようにしてくれるのかなという気がしてしまうのですが、その辺りはどうなのでしょう。

○事務局（中田みどりの推進課長） 冬道ではなく、どちらかというと、道路空間と緑地空間の再編成など、オープンスペースを想定したしつらえというイメージです。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○小澤委員 方針ということで、これからこうしていこうというものを示していただいた

のですが、教えていただきたいことがあります。

例えば、重点地区のみどりの総量といった具体的なガイドラインがあるのかは分かりませんが、最終的にはそういったものに結びついていくというイメージでしょうか。

○事務局（中田みどりの推進課長） 将来的にみどりの総量を示していくのかというご質問だったと思いますが、この方針の中では、特段、具体的な総量を示す考えはなくて、目指すイメージを具体的な施策として明示していくことになるかと思います。

○小澤委員 まず、施策を行っていくためのよりどころをつくろうということで、具体的なものはその次のステップということですか。

○事務局（中田みどりの推進課長） まず、皆さんと共有できる具体的なイメージをつくり上げていき、どういう施策をしていけばいいのかというところまで落とし込めればいいのかと考えています。

○小澤委員 また都市計画のことで恐縮です。

今回はそちらとの関連をすごく意識されているなと思いましたが、恐らく、景観行政とも深く関わってくると思うのです。特に、五つの軸と四つの重点エリアは容積率がかなり上がってくる開発プレッシャーの高いところだと思います。駅前通はどんどん高層化していくという話も出ておまして、一定の条件を満たす高さ制限の緩和に向け、景観的にどういったことをしていくかも検討されているようなのですが、そのとき、みどりも絡んでくるのではないかと思うのです。

例えば、オープンなスペース、空気を誘導していくときに、そこに期待するみどりの在り方とうまく噛み合わないで中途半端なオープンスペースになってしまったり、景観が極端に偏ったものになってしまったりということも懸念されます。

景観行政も様々なツールを持ってらっしゃるので、そことうまく連動し、最終的によい街並みになっていくよう、お願いしておきます。

○事務局（中田みどりの推進課長） 景観形成という視点もしっかり捉えながら、関係部局と調整してつくっていきたいと思います。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょう。

○片山副会長 私から一つお伺いしたいことがあります。

今回、主な検討内容として①から③まで挙げられており、まず、青い軸と重点エリアの緑化を推進しますということが書いてあるのですが、黄色の大きな四角の中の青の軸と赤の重点エリア以外の部分はどういうふうに推進していくのかということ詳しく教えていただきたいと思います。

特に、四角の中の南西エリアは、赤も青もほとんどなく、なおかつ、古くに開発されていて、街区公園もすごく少ないところでは。恐らく補足資料のアンケートの中のみどりが足りていないという部分は、南西部に住む人の満足度が低いのではないかとと思われるので、今後、ここの対策をどうしていこうとされているのか、計画をお伺いさせていただきます。

○事務局（中田みどりの推進課長） 今、ご質問が二つあったかと思います。

まず、重点的なエリア以外のところはどうするのかについてですが、基本的には、まず、重点的に目指すエリアを設定していき、そのエリアの外側の部分についても、当然、その考え方を反映させていけるものは反映させていきたいと考えております。まず、この重点エリアを中心に施策を展開させていただき、さらに、みどりをつなげていくという考え方については、方針の中に取り入れていきたいと考えておりますので、具体的な手順についても、今後、一緒に検討していければと思います。

それから、南西エリアに関し、街区公園が少ないというご指摘だったかと思いますが、ここについては、確かにみどりの色が少ないところもございます。具体的なイメージは持ち合わせておりませんが、今後、検討委員会などの場面で、この重点エリアだけでいいのかどうかということも含めて、検討していかなければいけないのかなと考えています。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょう。

○異委員 このスケジュール表を見ると、令和4年に策定となっているのですが、この重点エリアでは、例えば、薄野のラフィラの跡地や札幌駅の東側など、開発計画が既に出ているところも多々あるので、策定した後にそれが反映されるのだとしたら、その間のことはどうなるのかなというのがちょっと心配です。

都市計画での審議においては、オープンスペースや、先ほど小澤委員が言っていた条件緩和のためにつくるオープンスペースという言葉は出てくるのですが、具体的な形としては見えてこないのか、そこにみどりの意見がきちんと反映されているのか、いつも不安に思っています。

2年間でどんどん進んでいく都心のみどりづくりについては、どのように対応しているのか教えていただきたいと思います。

○事務局（中田みどりの推進課長） 異委員のご質問は、今、既に動いている、これから動こうとしている直近の取組にどう反映されていくのかということかと思いますが。

確かに、今の制度上、みどりづくり方針ができる前ということであれば、既存のいろいろな制度を使っていくしかないのかなと思いますが、いずれにしても、これからみどりづくり方針を立ち上げていくという考え方については関係の部局に伝えていきたいと思っております。その中で直近の動きについて情報交換をしながら、今の制度で使えるものは使っていくという考え方を促進させていくような関係性をつくっていくしかないのかなと考えております。

○異委員 みどりについては、みどりの言葉しか出てこないのですが、この裏にある生物多様性というワードについてもいろいろな資料に反映させていただきたいなという思いがあります。その点についてはどのように考えてらっしゃるのでしょうか。

○事務局（中田みどりの推進課長） 今の段階では、この中で生物多様性の枠組みについて整理するという考え方は持ち合わせておりません。

○異委員 あくまで人のためのみどりという考え方ですね。

○事務局（中田みどりの推進課長） そうですね。そこは絞らせていただくことを念頭に

置いております。

○愛甲会長 でも、無視はできないですね。

北大植物園もあり、この枠の中には豊平川も流れていますので、生物多様性を全く考慮しなくていいかという、そういうわけではないように思います。

現状でも意義や価値を持っている緑地が都心部にかなりあるというのは札幌の特徴でもあるのです。そこを拠点として生かしつつ、それ以外の建物の周りの部分をどう緑化していくか、逆に言えば、従来から言われているように、昔からある植物園やその他緑地にはみどりがいっぱいあって、今回、北大の一部も区域の中に入っていますよね。いいのだけれども、街中はそうでもないよねということはどうするかということで、その辺のバランスというか、関係性をどうつくっていくかは工夫しなければいけないかもしれません。

○事務局（中田みどりの推進課長） 説明が足りなくて申し訳ございません。無視をするということではございませんので、今、愛甲会長がおっしゃったように、バランスについては我々としても注視をしていきたいと考えています。

○愛甲会長 これは私の意見ですが、都市計画とのすり合わせという意味では、先ほどの話もそうだったのですけれども、こちらから意見を出していくことが難しいこともあるのですね。今のところ、そこは両方の審議会の委員をされている異委員に頑張っていただくしかないかなと思っております。

今、ここで議論されているようなことや都市計画のほうで進んでいる話と無縁ではありません。その辺はうまくやり取りをしながらやっていかなければいけないでしょうし、委員会のメンバーとしては、都市計画や景観、まちづくりの方も入っていますので、うまくやっていければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○今井委員 A3判の紙の方針の方向性の中にある地図の赤色の枠の重点エリアについてですが、これがどうしてここになったのか、この決め方を教えていただきたいと思います。

恐らく、左下の第2次都心まちづくり計画の丸に近いところなのかなと思いますが、少しずれていたりもするものですから、ここは重点的にできるという見通しがあってここにしているということなのか、それとも、やらなければいけない理由があってここになっているのか、その辺りが知りたいなと思いました。

○事務局（中田みどりの推進課長） 重点エリアの考え方についてのご質問かと思います。

基本的には、ご指摘のとおり、都心まちづくり計画の重点エリアにフィットするような形で考えておりますが、その中で、再開発の今後の進み具合などの兼ね合いも含めて、エリアを少しボリュームアップしているところもございます。

また、中島公園についてはMICE施設の関係の話も出ていますし、大通の西側のエリアにつきましては札幌市資料館が国の重要文化財に指定されることが決まっております。このように、いろいろな公共施設が集積していて、施設としてのみどりの展開、連携性、みどりをつなげていくことが可能なエリアということでもあるかなと思いますので、そう

いう公共施設や民間の再開発の動きを見据え、取組が重点的にできるであろうというところを視野に入れながら全体のポイントを押さえているところでございます。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○下村委員 都心の緑被率が13.45%とありまして、市街化区域に比べてちょっと低いわけですが、五つの軸と四つの重点エリアの緑化を推進することによって、そのパーセンテージがどれくらい上がるのか、また、5年後には何%を目指すという目標はありますでしょうか。

○事務局（中田みどりの推進課長） 緑被率の目標数値の設定の有無についてのご質問ですが、この方針の中で具体的な数値目標を入れていく想定にはなっておりません。ただ、大本であります基本計画の中では緑被率について取り上げておりますので、こちらとしても注視して見ていきたいと考えています。

というものの、5年後や10年後について、今、具体的にどうイメージしているか、この取組だけでどう変えていくかなど、そうした数値は持ち合わせておりません。

○愛甲会長 今のお話の補足といいますか、都心の緑被率を高める、あるいは、面的に緑地を確保するのはなかなか難しいかもしれないですね。だから、どういった工夫をするのかということになるわけですが、立体的な緑化をしたり、場合によっては、壁面の緑化だったり、もちろん、樹木や芝生地の面積を増やせばそれにこしたことはないのですが、そこの土地を開発される方も意向もあると思いますので、なかなか難しい部分もあると思います。

これは調査項目にも入っていましたが、緑視率です。見た目でのみどりの割合をできるだけ高めると、歩きやすさや人の目から見たまち並みの魅力にもつながるかもしれないので、そのことについては審議会でも議論させていただければと思います。

実際、緑視率は昨年度に調査されておりますので、その辺がベースになってくるかなと思いますが、ひょっとしたら緑被率を上げるよりも緑視率を上げるほうが現実的かもしれないですね。景観との関係ももちろん出てきますしね。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○愛甲会長 私から質問が二つあります。

一つは、「みどりの基本計画」の中で、都心のみどりづくり、みどりの増加と価値の向上と書かれている項目の中に、先ほどあった「緑保全創出地域制度」の見直しということが書かれています。また、これを効果検証し、都市の再開発や公共施設の建て替えなどに対応するように見直しを検討しますと書かれています。

まず、今回の「都心のみどりづくり方針」の中ではそのことも含めて議論するのかわか、逆に触れてもいいのかわかについて今の時点で考えてらっしゃるかをお伺いしたいと思います。

もう一つは、「みどりの基本計画」をつくったときもそうでしたが、イメージを共有す

るというお話がありましたけれども、この段階で、それこそパブコメ以外にも機会をつくって、都心のみどりづくりについて市民の方の声を聞いたり意見交換をしたりする場をつくるご予定があるかどうかをお伺いしたいと思います。

○事務局（中田みどりの推進課長） まず一つ目は、基本計画の中でうたわれているみどりの価値の向上などについて、今後も効果を検証していくのかどうかというお話だったと思いますが、先ほど中心部の南西エリアの隙間の話についてもご質問があったと思いますので、そういうところの検証も併せまして、皆様方にお伝えしながら進めていくことを想定していきたいと考えています。

それから、2点目は、この方針をつくるときに市民とどのようなイメージの共有を図っていられるのかというお話だったかと思います。こちらにつきましても、今、想定しているものは、このスケジュール表に書いてあるところではありますが、パブリックコメントのみならず、幅広く意見を聞く必要性が生じた際には、その他の手法も含めまして、皆様方にお諮りをいたしまして、手法を増やすことも含め、一緒に検討していければと考えています。

○愛甲会長 つくった後も含めて、いろいろと検討していただければと思います。

緑保全創出地域制度については、議題（1）とも関係ありますけれども、郊外部と都心部で定めている開発行為を申し出なければいけない面積が同じでいいのかという問題があります。また、ただ単に緑化の率だけを定めるだけでいいのかということもあります。

郊外はそれでいいかもしれませんが、例えば、都心は別扱いにして、面積なり、願する事項をうまいこと変えて、効果的にみどりづくりを都心部で誘導させるような方策に変えられないかなど、検討する余地はほかにもあるのではないかと以前から思っていました、その辺も含めていろいろと議論させていただければと思います。

今回の方針についても、例えばこんなやり方もあるというような議論を皆さんといろいろとさせていただいた上で、また後で札幌市でご検討いただくことになるかと思っておりますけれども、そうしたことを以前から考えておりましたので、話題にさせていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○愛甲会長 いろいろとご意見をいただきました。

アクセス道路、新幹線の延伸、あるいは、オリンピックも含めて、都心をいかに魅力的にするかということで、既に行われている開発等も含めて、その中にみどりをどう位置づけるかということかと思えます。

また、冬の話もありましたけれども、ウォーカブルなまちについてです。

北海道では、六つぐらいがウォーカブル推進都市に手を挙げて、選ばれていますけれども、雪とうまく調和した緑化をどうするかという技術的なことも含めて、検討しなければいけない大事なポイントかと思えます。

冒頭の部長の話にもありましたように、外に出て歩くとか運動するとかというのは、今、非常に重要になってきていますので、そういう場所を都心の中につくるといのは大事な観点だと思います。

それから、景観との関わりについてもありました。

南西エリアをどうするかという話があって、先ほど言いましたように、非常に細かい民地が南西エリアは多く、公共施設が少ないですので、そういったところで魅力ある都心に貢献してもらうために皆さんにどう緑化にご協力をいただくかということだと思います。これはうまくできるような方法やイメージの共有を図っていかなければいけないと思います。

そして、重点地区についてです。

先ほど皆さんに質問をしていただきましたが、多分、それぞれの場所でいろいろな事情や経緯があるのだらうと思います。そのとき、それぞれの場所の個性などをうまく位置づけた上で、重点エリアを一括してこうというのではなく、それぞれの場所で魅力アップをしていくというやり方もあるかなと思います。

その辺については検討委員会を立ち上げて検討を進めていこうと思いますが、ここでスケジュールをご覧ください。

緑の審議会は、今のところ、今年度はもう一回、それから、来年度は、大きな審議事項が発生しなければ2回となります。検討委員会での協議の中間あたり、それから、検討委員会での審議を終え、パブコメにかける前ぐらいに審議会の委員の皆さんにもご意見を伺う機会がありますので、それ以外の機会も含めて、できるだけ審議会の委員の皆さんにも情報を流していただけるようにしますので、ご意見をいただければと思いますし、共有しながら進めていければと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

これについてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○愛甲会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今日の議事等に関わらず、全体を通して、ご質問やご意見などはありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○愛甲会長 私から一ついいですか。

事前をお願いしておけばよかったのですが、突然聞いて答えにくかったら、今、口頭で答えられるだけの範囲で構いません。

コロナに関しては、先ほどの部長の話にもありましたように、いろいろと影響もあったらうし、今、各現場でもご苦労されているところではないかと思うのですが、逆に、公園の利用が増えるなど、変化があったのではないかと考えています。

この感染症が広がる中で、各公園でどういったことが起きているのか、どういう状況になっているかを委員の皆さんにも共有していただければいいのではないかとと思うのですが、

お願いできますか。

○事務局（中西みどりの管理担当部長） コロナ関連ですが、春先の3月ぐらいから新型コロナウイルスの感染が広がりまして、公園施設については、まず、屋内の体育館やプールを閉鎖させていただきました。その後、お花見の季節になりまして、円山公園のお花見や平岡公園の梅林など、混雑が予想されるような施設も今年は閉鎖いたしました。

また、イベント関係では、中島公園で行われております北海道神宮のお祭りに関連する露店も中止になりましたし、大通関連では夏祭りをはじめとした様々なイベントが中止となりました。

なお、国の緊急事態が解除されたタイミングでもって、公園の屋内施設は全て開放しているところがございます。ただ、大勢が集まって密な状態をつくってしまうようなイベントについては引き続き自粛とする予定です。

また、公園の利用についてですが、コロナの影響で非常に多くなっていると認識しております。特に、ゴールデンウィークや夏休みなど、非常に多くのお子さんが遊具に集まるという状況がありまして、こちらとしては密を避けながら気持ちよくご利用いただくための周知をさせていただいたところがございます。

今、レベル2に引き上げられているところですが、こちらとしては公園で何かを閉鎖するといったことは考えてございません。今後の状況を注視し、レベルがこれ以上引き上がらないようにとは思うのですが、このような状態が続けばいいなと思っています。

今後ともコロナの状況を注視しながらいろいろなイベントや公園利用について考えていければと考えております。

○愛甲会長 気になっていることがあって、竹澤さんに一つ質問をしてもいいですか。

コロナの中での公園のボランティア活動について、集まることや活動がしにくい状況だったのではないかと思うのですが、今はどんな状況ですか。

○竹澤委員 まず、4月には総会が開けず、開いたのは6月でした。そのとき、子ども夏まつりなどのイベントをどうするかということが話されましたが、結局、イベントは全て中止となりました。

そんな中、庭園ガイドについて、ガイドだけと思ったのですが、春は全く見込みがないということで、秋のガイドを考えたのです。しかし、ガイドする方も年を取ってきますし、お客様も割と年配の方が多いので、ワクチンができてからということで、中止にしました。

ただ、行っているものは月4回の作業です。それも、外でマスクをしながらです。マスクをしなくてもいいよと言いながら、やっぱりしています。でも、作業は楽しいです。面白いと言うと違うかもしれませんが、イベントがなくなって作業だけになったわけですが、その作業がしたい、体を動かしたいということで、女性2人に入らせていただきました。楽しそうに作業をなさっています。

今、ANAのカレンダーになったということで、全国からいらっしやっています。紅葉

が遅れているので、今までいらっしゃったことのない方が札幌市内の方、近場のところに来られるということで、結局、お客様が多いのですけれども、地方の方や本州の方はもう来られないということでお帰りになっています。

カレンダーのことを知らない方もおります。マスコミの方に知られ、それがネットに載ったり、テレビで放映されたりで、昨日はすごい人でした。その中にはガイドを当てにしてきたのにとという方がいらっしゃいました。

それから、12回目だったので、コンサートを楽しみにしていたのにと言っている方もおりましたが、残念ですけれども、こういう時代なのでとお話ししているところです。

○愛甲会長 いろいろところで市民活動にも影響が出ていて、特にボランティア活動をされている団体自体の運営などにも支障が出るような状況があるといろいろところで伺っています。ぜひ、その辺も含めて今後は進めていただければと思います、今、お話を聞かせていただきました。ありがとうございました。

ほかにかがでしよう。

(「なし」と発言する者あり)

○愛甲会長 なければ、これで審議を終了して、事務局にお返ししたいと思います。

3. 閉 会

○事務局（中田みどりの推進課長） 本日は、長時間にわたり、ご議論をいただき、誠にありがとうございました。

次回は3月の開催を予定しております。詳細が決まりましたら、事務局から正式なご案内を差し上げたいと考えています。

以上をもちまして、第88回緑の審議会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上